ので、 (以下「留意点」)が公表されています示方法及び表示内容に関する留意点」に消費者庁より「打消し表示に関する表のし前になりますが、2018年6月 と思います。 今月はこちらを取り上げてみたい

### 強調表示と打消し表示

をなった。 「留意点」によると、強あげられ差があります。」といった表示がに添えられる「個人の感想です。効果に分かりやすい例としては、体験談の表示 調表示と打消し表示は以下のように定義 などがあるときに表示されるものです。 いて強調表示をする際に、なんらか例外打消し表示とは、商品の内容などにつ されています。

費者が通常は予期できない事項であ【打消し表示】:強調表示からは一般 する方法として、断定的表現や目立つる商品・サービスを一般消費者に訴求 択するに当たって重要な考慮要素とな て 表現などを使って、品質等の内容や価 格等の取引条件を強調した表示 【強調表示】: 般消費者が商品・サービスを選 事業者が、 自己の販売す う消

## **打消し表示の方法について**

るものに関する表示

トフォン)についても、動画広告やWeb広告 〉特性別に注意すべき表示を整理してい-フォン)についても、それぞれの媒体 「留意点」では、紙面広告だけでなく、 (PC及びスマー

る注意点について取り上げてみたいと思として、ここではすべての媒体に共通す面広告」と読み替えて想定していただくます。容器包装への表示については「紙

## 打消し表示の文字の大きさ

ウオが離れた場所から目にする表示物なか、鉄道の駅構内のポスター等の一般消費者が手にとって見るような表示物なの業者が打消し表示を行う際には、一般消出の1つであると考えられています。事 考えられる文字の大きさで表示する必要者が実際に目にする状況において適切と 世の1つであると考えられています。事者に打消し表示が認識されない大きな理打消し表示の文字の大きさは、一般消費 まえた上で、それらの表示物を一般消費のかなど、表示物の媒体ごとの特徴も踏 があります。

# (2) 強調表示の文字と打消し表示の文字

「打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点」について

打消し表示は、強調表示といわば「対」の大きさのバランスに配慮する必要があり、打消し表示の文字の大きさが強調表示の大きさのバランスに配慮する必要があ関係にあることから、強調表示と打消し表して、強調表示といわば「対」の 注意が向き、打消し表示に気付くことがで 打消し表示は、強調での大きさのバランス 3 きないときがあると考えられます。

### 打消し表示の配置箇所

調表示に対する打消し表示であると認識打消し表示は、一般消費者が、それが強 できるように表示する必要があるため

大阪市淀川区西中島 5-12-8 新大阪ローズビル 6F TEL: 06-6838-7090 FAX: 06-6838-7091 http://label-bank.co.jp/ support@label-bank.co.jp 第 118 号

発行所 株式会社ラベルバンク

# 非常に重要な要素です。

# に気付かないおそれがあります。

### 打消し表示の文字の色と背景の色が対照 れています。の内容について以下の4類型が公表さの内容について以下の4類型が公表さそして、問題となりえる打消し表示 打消し表示の内容について

いて、一般消費者が打消し表示を読んいて、一般消費者が打消し表示を読んある旨を記載している打消し表示につある旨を記載して、何らかの例外が商品・サービスの内容や取引条件を強い例外型の打消し表示 考えられる。ビスを利用できるという認識を抱くと 般消費者は例外事項なしに商品・サーでもその内容を理解できない場合、一

識を抱くと考えられる。商品・サービスを利用できるという認 しに強調された割引期間や割引料金で

## (3) 追加料金型の打消し表示

ない場合、 とは別に追加料金が発生する旨が打消しないかのように強調している一方、それ 「全て込み」などと追加の料金が発生し 追加料金が発生しないという認識を抱くない場合、一般消費者は当該価格以外に 消し表示を読んでもその内容を理解でき 表示に記載されており、 般消費者が打

であると認識されるようにするための打消し表示の配置箇所は、打消し表示 表示を行うに当たっては、4)試験条件型の打消し表示 と考えられる。

# (4) 打消し表示と背景との区別

等から引用された数値、イメージ図、性能等」とは、文章、写真、試験結果効果、性能等(ここで「表示された効果、表示を行うに当たっては、表示された れた内容と適切に対応している必要が試験・調査等によって客観的に実証さであることに留意する必要がある。)が、 ら一般消費者が認識する効果、性能等 消費者の体験談等を含めた表示全体か ある。

瞭に表示すべき、とされています。 等が得られなかった者が占める割合等を明る割合 (==)体験談と同じような効果、性能 の数及びその属性、(=)そのうち体験談と同 じような効果、性能等が得られた者が占め 事業者が行った調査における (--) が必要であり、商品の効果、性能等に関して 性能等に適切に対応したものを用いること うにするために、当該商品・サービスの効果、 験談により一般消費者の誤認を招かないよ効果には個人差があります。」については、体 なお、冒頭の事例である「個人の感想です )被験者

### 今後について

新されています。上にあげた4つの表示」については今後厳しく取り締まる方が費者庁の発表によれば、「打消し表す。」 封のしおり、パンフレットやウェブサで、パッケージデザインだけでなく、 のような表示にもあてはめて考えること れるとよいと思います 業務に携わる方は、一度目を通しておかトなどの表示が適切であるかを検証する ができる視点となっていると思います 川合 Ź 同の

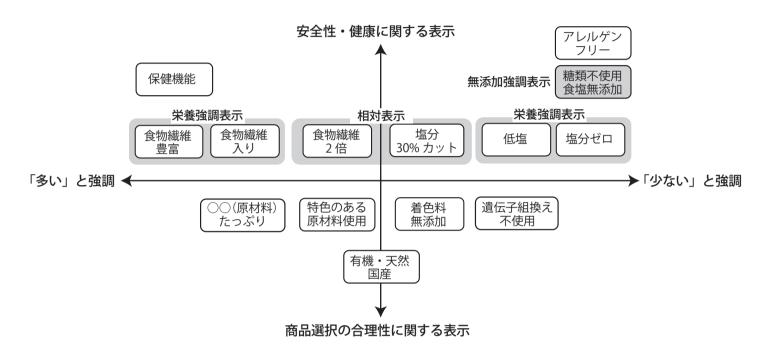
# 参照:景品表示法(消費者庁) http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation /fair\_labeling/

打消し表示に関する表示方法及び表示内容に ftair\_labeling/pdf/fair\_labeling\_180607\_0004.pdf /fair\_labeling/pdf/fair\_labeling\_180607\_0004.pdf

### ミニコラム「強調表示とは」

食品表示基準での強調表示といえば、栄養成分強調表示(高い旨、含む旨等)を思い浮かべる方が多いのではと思いますが、 不当表示を防ぐ目的で広義にとらえると様々な強調表示がありますので、ミニコラムとしてまとめてみたいと思います。

以下の図は、強調表示の類型についてまとめたものです。



上下の違いは、強調の目的の違いです。

安全や健康に関して強調をする場合と、商品の品質に関して強調をする場合に分けています。

左右の違いは、強調の内容の違いです。

何かを使用しているか、強化している場合と、何かを使用してないか、軽減している場合に分けています。

これらの強調表示の際には、根拠(エビデンス)となる資料が必要となります。 原材料の種類に関する強調の場合であれば、原材料規格書や製造記録などが該当します。 栄養成分の量に関する強調の場合であれば、栄養成分の分析成績書などが該当します。

食品の場合、すべての原材料について常に同じ規格のものを安定して使用することは、簡単ではないケースが多いと思います。ですので、毎年定期的に原材料規格書や分析成績書を更新するといった品質保証(表示してあることと実際との整合性を確認する)業務が大切といえます。

強調している表示に対して、保有している根拠資料が適切でなければ、不当表示となる恐れがあります。 その点で、強調表示と不当表示は背中合わせのような関係と考えてよいでしょう。 何かを強調するには、それにふさわしい根拠が必要です。

保有している根拠資料が強調表示の根拠として適切であるかどうかを、一度見直しをする機会にしていただければと思います。

### 今月の「お気に入り」言葉

Everything should be as simple as it is, but not simpler.

- Albert Einstein

